

《埋蔵文化財発掘届出の提出時の注意事項》

◎埋蔵文化財発掘届出(第6号様式-2)について

- ① 届出の書面が「埋蔵文化財発掘」となっているのは、周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)内において、土木工事等によって、「土地を掘削する」ということを指しています。
- ② 記入する箇所は、申請者(建築主)の住所・氏名(押印を忘れずに)と太枠内の各項目です。
- ③ 所在地欄には、他の書類と同じ住居表示(丁目、番、号)もしくは地番までを記入して下さい。
- ④ 面積欄には、対象もしくは敷地面積を記入して下さい(建築面積ではありません)。
- ⑤ 土地所有者が複数の場合は、代表氏名の場合の他○名として下さい。
- ⑥ 工事の概要欄は、簡潔に記入して下さい。
- ⑦ 工事主体者欄は、申請者(建築主)と同じにして下さい(通常は施主の名前です)。
- ⑧ 施工責任者欄は、請負人がある場合は請負人の氏名・住所を記入して下さい。なお、未定の場合は、「未定」として下さい。
- ⑨ 着手時期・終了時期欄は、現在予定している時期を記入して下さい。なお、終了時期の不明な場合は、「未定」として下さい。※工事着手時期が届出提出日から60日後でないとう受理できません。
- ⑩ 参考事項欄は、事前の工事予定(解体等)など参考になる事項があれば記入して下さい。

◎添付書類について

位置図・地形図・平面図・断面図・基礎伏図・現況写真・登記簿謄本の写し・(委任状)

- ① 位置図はできるだけ国土地理院発行の1/25,000又は1/50,000のものを添付して下さい。
- ② 地形図は市町作成の1/2,500～1/10,000等を使用し、工事箇所を正確に赤色で明示したもの(蛍光ペン等は不可)を添付して下さい。
- ③ 断面図は、現況地盤、地下の掘削深度がわかるものを添付して下さい。なお、建設の場合、2階以上の平面図は必要ありません。
- ④ 現況写真は、工事箇所の全景が写っているものとし、2枚程度を目安にA4版1枚として調製して下さい(カラーコピー)。
- ⑤ 登記簿謄本の写しは、届出地番のものを提出してください。
- ⑥ 届出者が代理人の場合、申請者からの委任状も添付して下さい。※書類のやりとりを代理人と行うことになるため。

※書類は、A4版で県と町用に正本を各2部ずつ作成し、教育委員会の社会教育課に提出して下さい。

埋蔵文化財発掘届出(第6号様式-2)と発掘調査承諾書を一緒に提出して下さい。なお、不明な点は、事前に相談して下さい。

周知の埋蔵文化財包蔵地において、埋蔵文化財発掘届出を提出せずに工事を行うことは、文化財保護法に違反しますので、必ず提出して下さい。

提出を行わず工事を行った場合、工事の中止、または禁止を命令することがあります。

《文化財保護法》（抄）

昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号
[改正] 平成 19 年 3 月 30 日 法律第 7 号

第 1 章 総則

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第 3 条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第 4 条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第 6 章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第 92 条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の 30 日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第 93 条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第 1 項の規定を準用する。この場合において、同項中「30 日前」とあるのは、「60 日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第 1 項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

※その他、罰則規定もあります。

記入例

【第6号様式-2】

各2部

第 号

平成2×年 ○月 ○日

開けておいて下さい。

兵庫県教育長 様

住 所 神崎郡福崎町南田原○○○○番地
氏名等 福崎 太郎 印

埋蔵文化財発掘届出について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項の規定により、関係書類を添付し、下記のとおり【届出・通知】します。

枠線内を記入して下さい。

教社文第 号・平成 年 月 日 | 福教委第 号・平成 年 月 日

1 所在地	神崎郡福崎町南田原○○○○番地		
2 面積	○○○○m ²		
3 土地所有者	氏名等：福崎 太郎 住所：神崎郡福崎町南田原○○○○番地		
4 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡（ ）		
遺跡の名称		員数	1
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他（ ）		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他（ ）		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 住宅 個人住宅 店舗 個人住宅兼店舗 その他の建物 区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 水道・ガス 農業基盤整理 農業関係 土砂採取 その他の開発		
工事の概要	備考：個人の建設等		
6 工事主体者	氏名：福崎 太郎 住所：神崎郡福崎町南田原○○○○番地		
7 施行責任者	氏名：もちむぎ 花子 住所：神崎郡福崎町西田原△△△番地		
8 着手時期	平成22年○月○日	9 終了時期	平成22年○月○日
おおよその時期を記入して下さい。			
10 参考事項	添付書類あり。1. 位置図・2. 平面図・3. 断面図・4. 現況写真		

事前に相談して下さい。

選択して○で囲んで下さい。

未定の場合意は、未定。

指導事項 発掘調査 工事立会 慎重工事 その他（ ）

【注意事項】① 太線内は届出・通知者が記入。② 指導事項欄は兵庫県教育委員会で記入
③ 4・5欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は、（ ）に記入

断面図の添付をお忘れなく！！

記入例

土地所有者 様

福崎町教育委員会社会教育課

埋蔵文化財試掘・確認調査の実施について

当該土木工事予定地の埋蔵文化財の取扱いを決定するにあたり、その状況を把握するため、試掘・確認調査を実施する必要があります。つきましては、下記の承諾書にご記入のうえ、提出いただきますようお願いいたします。

空けておいてください

平成 年 月 日

福崎町教育委員会教育長 様

土地所有者の現住所を記入ください

住所
氏名

印

承諾書

このたび、文化財保護法による調査を貴教育委員会が行うにあたり、下記所有地内で発掘調査をすることを承諾します。

また、発掘調査で出土した文化財については、文化財保護法第4条の趣旨を理解し、その権利を放棄し、活用については貴教育委員会に一任します。

記

開発する土地の住所を記入してください

1. 所有地

神崎郡福崎町

2. 発掘調査地の予定面積

1,000㎡

開発する土地を含む敷地面積を記入してください